

国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則を次のとおり改正する。

現行			改正		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
番号	教育研究組織	職等	番号	教育研究組織	職等
1	グローバルイノベーション研究機構	教授(国際的に優れた研究業績を有する研究者で、本学が特に必要と認める者に限る。)	1	グローバルイノベーション研究機構	スーパー教授及びキャリアチャレンジ教授
			2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	エグゼクティブ・プロフェッサー

附 則 (細則第11号)

この細則は、平成26年11月1日から施行する。